平成２４年（フ）第１０６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2324番地１
債務者　前田眞佐美
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２４年（フ）第３２号
高知県室戸市室戸岬町5951番地２
債務者　植野千代子（旧姓安部・池上・下司・竹村）
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係
平成２４年（フ）第４６４号
大分県由布市挾間町向原1011番地２
債務者　川野　哲史
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第４８４号
大分県別府市中央町１番27号　立石ビル202号
債務者　門岡　　智
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第３号
大分県別府市亀川浜田町４番19号　三浦アパート１号
債務者　小島　菊江
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２４年（フ）第１００号
大分県豊後高田市新地1063番地　シャルムＡ棟101号室
債務者　北村　聡寿
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係
平成２４年（フ）第１０１号
大分県豊後高田市新地1063番地　シャルムＡ棟101号室
債務者　北村　若菜
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係
平成２４年（フ）第３４３号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣4248番地５　小田爪町有住宅Ａ－５
債務者　大高　実里
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第４００号
宮崎市大坪東３丁目11番６号　吉原第二マンション207号
債務者　鋤崎弘由紀
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第１号
宮崎県日南市大字星倉１番地　南平第１アパート10号
債務者　髙橋　里奈
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係
平成２４年（フ）第１８８号
宮崎県日向市大字日知屋2315番地５　児玉アパート５号
債務者　吉田　喜治
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（フ）第１８９号
宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ａ棟13号
債務者　花原　秀昭
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（フ）第５４８号
沖縄県那覇市字仲井真290番地１　サニーパートナー仲井真503
債務者　上原　弘樹
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第５６０号
沖縄県豊見城市字宜保382番地１　ひまわりハウス203号
債務者　城間　　豊
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第１７０号
福島県郡山市富久山町福原字宝田６番地の28
債務者　木村　喜光
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２４年（フ）第１９０号
福島県須賀川市桜岡103番地13　県営19―011号
債務者　遠藤　佑記
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２５年（フ）第１号
石川県小松市粟津町カ12番地７
債務者　増山　潤子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
金沢地方裁判所小松支部